

○北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 1 号)

改正 昭和 58 年 3 月 28 日 規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 29 日 規則第 1 号

平成 17 年 9 月 30 日 規則第 3 号

平成 28 年 2 月 5 日 規則第 2 号

令和 3 年 3 月 12 日 規則第 1 号

令和 3 年 8 月 17 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 48 年北信保健衛生施設組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び利用時間)

第 2 条 斎場の休業日は、1 月 1 日及び組合長が別に定める日とする。

2 斎場の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 組合長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(使用申請及び許可)

第 3 条 条例第 3 条の規定による許可を受けようとする者は、条例別表に規定する斎場関係市町（次項において「斎場関係市町」という。）の長に斎場使用許可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 斎場関係市町の長は、前項の規定による申請があつたときは、斎場使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 長野県広域火葬計画及び災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定に基づき、火葬協力依頼があつた場合は、前 2 項の規定にかかわらず、組合長が斎場使用を許可する。

(火葬簿の備え付け)

第 4 条 斎場の管理者は、火葬を求めた者及び死亡者の状況を明らかにした火葬簿（様式第 3 号）を備えなければならない。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 29 日規則第 1 号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び

管理に関する条例施行規則の規定に基づき提出又は交付されている斎場使用許可申請書及び斎場使用許可書（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき提出又は交付された申請書等とみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 5 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書又は交付されている許可書は、この規則による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書又は交付された許可書とみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 17 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書又は交付されている許可書は、この規則による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書又は交付された許可書とみなす。

様式第2号（第3条第2項関係）

火葬実施日時	年 月 日 午前 午後 時 分
火葬実施者署名印	印

斎場使用許可書		指令第 号		墓地管理者保管	
死亡者	本籍 〔死産児の場合〕 父母の本籍				
	住所 〔死産児の場合〕 父母の住所	※			
	氏名	死産児の場合	父の氏名		
	性別	1 男 2 女 3 不詳	母の氏名		
	出生年月日	年 月 日	死産児の場合		妊娠 月
死因	1 一類感染症等 2 その他				
死亡年月日時分 〔死産児の場合〕 〔分べん年月日時分〕	年 月 日	午前 午後	時 分		
死亡場所 〔死産児の場合〕 〔分べんの場所〕					
火葬の年月日時分	年 月 日	午前 午後	時 分		

申請者↓斎場（火葬日時を記載）
↓申請者↓墓地管理者

申請者	住所		
	氏名	死亡者との続柄（ ）	

下記の通り許可します。

年 月 日

市町の長

使用料

円

印

※ 死亡者が老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設、介護保険施設に入所するため、斎場関係市町から他市町村へ転出していた場合は、施設名と転出前の住所を記入して下さい。

様式第3号（第4条関係）

火葬実施日時	年 月 日 午前 午後 時 分
火葬実施者署名印	⑨

火 葬 簿			第 号		斎場保管
死 亡 者	本 籍 〔死産児の場合〕 （父母の本籍）				
	住 所 〔死産児の場合〕 （父母の住所）	※			
	氏 名		死産児 の場合	父の氏名 母の氏名	
	性 別	1 男 2 女 3 不詳			
	出生年月日	年 月 日	死産児 の場合	妊 娠 ヶ月	
死 因	1 一類感染症等 2 その他				
死亡年月日時分 〔死産児の場合〕 （分べん年月日時分）	年 月 日	午前 午後	時 分		
死 亡 場 所 〔死産児の場合〕 （分べんの場所）					
火葬の年月日時分	年 月 日	午前 午後	時 分		

申 請 者	住 所		
	氏 名		死亡者との続柄（ ）

使用料	円
-----	---

年 月 日許可

火葬許可市町

※ 死亡者が老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設、介護保険施設に入所するため、斎場関係市町から他市町村へ転出していた場合は、施設名と転出前の住所を記入して下さい。